

## 建築物環境性能表示の様式及び表示基準

制 定 平成 24 年 3 月 30 日

最近改正 平成 27 年 3 月 24 日

大阪市建築物の環境配慮に関する条例（以下「条例」という。）第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、建築物環境性能表示の様式及びその表示に関する基準を次のとおり定める。

### 1 建築物環境性能表示の様式

建築物環境性能表示のデザイン、規格及び表示内容は別記様式のとおりとする。

### 2 建築物環境性能表示の表示方法

(1) 建築物環境性能表示は、建築物総合環境評価基準で定める評価方法により得られる評価に基づき、別表 1 に掲げる表示方法により行う。

特に重点的に表示すべき評価項目（以下「重点評価項目」という。）及びその評価内容は別表 2 に掲げるとおりとする。

(2) 建築物環境性能表示を構成する文字、記号等は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとする。

(3) 条例第 12 条第 1 項、第 2 項又は第 15 条第 1 項から第 4 項までの規定による建築物環境性能表示は、大阪市建築物の環境配慮に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第 9 条に規定する広告（以下「広告」という。）の見やすいところに 1 箇所以上表示すること。複数の届出済建築物を同一広告に掲載する場合は、届出済建築物ごとに建築物環境性能表示を表示するものとし、届出済建築物と当該建築物環境性能表示との対応関係が分かるように表示すること。

(4) 規則第 9 条第 2 号の市長が別に定める広告とは次に掲げるものをいう。

ア フィルム若しくはビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的記録に係る記録媒体を利用する広告であって、特定の届出済建築物についての広告を主たる目的として作成されたもの

イ 電気通信設備を利用する広告であって、特定の届出済建築物についての広告を主たる目的として作成されたもの。ただし、建築物の広告をまとめて一覧表にして表示するものその他これに類するものを除く。

ウ 上記に掲げるものの他、これに類するもの

(5) 広告以外への建築物環境性能表示は、任意の箇所において行うものとする。

(6) その他必要な事項は都市計画局長が定める。

## 建築物環境性能表示の様式

【デザイン】 図中の数字は【表示内容】の番号と対応する。






【規格】 建築物環境性能表示の大きさは、書面による場合、縦37 ミリメートル以上、横60 ミリメートル以上とすること。

【表示内容】 番号は【デザイン】の図中の数字と対応する。

番号	項目	内容
1	ラベル外枠	使用した評価システムの種別（新築・改修・既存）により異なる色を用いる。（新築：緑 改修：青 既存：橙）
2	総合評価	別表1により表示
3	重点評価項目	別表1により表示
4	再生可能エネルギー利用設備 新築	別表1により表示
5	省エネルギー基準適合状況 新築	エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定による基準に適合している場合「省エネ基準適合」と表示
6	評価についての説明	評価についての説明事項及び有効期間の表示 (例) 新築の場合 工事中：「評価は建築主の自己評価に基づくものです。竣工後3年間有効。」 竣工後：「評価は建築主の自己評価に基づくものです。平成〇〇年〇〇月まで有効。」
7	評価システム名称	使用した評価システムの名称を表示
8	公表番号	大阪市ホームページにおける公表番号を表示

別表 1 (建築物環境性能表示の表示方法)

CASBEE大阪みらいによる環境性能の評価結果			建築物環境性能表示		
総合評価	建築物の環境性能効率 $\text{評価ランク} = \frac{\text{環境品質}}{\text{環境負荷}}$		表示項目	表示方法	
		S	総合評価		★★★★★
		A			★★★★☆
		B+			★★★☆☆
		B-			★★☆☆☆
		C			★☆☆☆☆
重点評価項目 新築	評価内容及び評価結果 (5点満点)		表示項目	表示方法	
	地球温暖化への配慮	5	CO <sub>2</sub> 削減	★★★★★	
		4		★★★★☆	
		3		★★★☆☆	
		2		★★☆☆☆	
		1		★☆☆☆☆	
	建物の熱負荷抑制 自然エネルギー利用 設備システムの高効率化 など	5	省エネ対策	★★★★★	
		4		★★★★☆	
		3		★★★☆☆	
		2		★★☆☆☆	
		1		★☆☆☆☆	
	生物環境の保全と創設 敷地内温熱環境の向上 温熱環境悪化の改善	5	みどり・ヒート アイランド対策	★★★★★	
		4		★★★★☆	
		3		★★★☆☆	
		2		★★☆☆☆	
		1		★☆☆☆☆	
	再生可能エネルギー利用設備 新築	再生可能エネルギー利用設備の導入の有無		太陽光発電 太陽熱利用 その他再生エネ	★
		$\left( \begin{array}{l} \text{太陽光発電設備} \\ \text{太陽熱利用設備} \\ \text{バイオマス利用設備} \\ \text{風力発電設備} \\ \text{水力発電設備} \\ \text{地熱利用設備} \\ \text{地中熱利用設備} \\ \text{温度差熱利用設備 (地下水、河川水、海水等)} \end{array} \right)$			

重点評価項目 改修・既存	評価内容及び評価結果（5点満点）		表示項目	表示方法
	地球温暖化への配慮	5	CO <sub>2</sub> 削減	
4				
3				
2				
1				
建物の熱負荷抑制 自然エネルギー利用 設備システムの高効率化 など	5	省エネ対策		
	4			
	3			
	2			
	1			
生物環境の保全と創設 敷地内温熱環境の向上 温熱環境悪化の改善	5	みどり・ヒート アイランド対策		
	4			
	3			
	2			
	1			

別表 2 (重点評価項目及びその評価内容)

重点評価項目	評価内容
<b>CO<sub>2</sub>削減</b>	
LR3-1 地球温暖化への配慮	建築物の「建設段階」、「運用段階」及び「修繕・更新・解体」時に排出されるCO <sub>2</sub> についての評価
<b>省エネ対策</b>	
Q1-2.1.3 外皮性能	外壁等からの熱的侵入の抑制性能についての評価
LR1-1 建物の熱負荷抑制	省エネルギー措置の届出内容による評価
LR1-2 自然エネルギーの利用	太陽光、地熱などの未利用エネルギーの利用についての評価
LR1-3 設備システムの高効率化	省エネルギー措置の届出内容による評価
LR1-4 効率的運用	運用時のエネルギー消費の管理手法等についての評価
LR2-1 水資源保護	節水器具の使用及び雨水・雑排水等の再利用についての評価
<b>みどり・ヒートアイランド対策</b>	
Q3-1 生物環境の保全と創出	敷地内で緑化などによる生物環境（ビオトープなど）の保全と創出を行う生物の多様性の確保についての評価
Q3-3.2 敷地内温熱環境の向上	敷地内の風通り、緑化及び空調設備などの排熱対策等の暑熱環境の緩和の取組についての評価
LR3-2.2 温熱環境悪化の改善	風環境などの敷地外への熱的負荷の低減の取組等のヒートアイランド化の抑制対策などについての評価